

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 17 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 12 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 22 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 16 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和44年5月から46年7月まで
②昭和50年1月

私は、申立期間当時、夫とは結婚前で^{どうせい}同棲していたが、アパートを訪れた集金人に勧められたので、私と夫の二人分の国民年金の加入手続を行い、保険料を集金人の集金若しくは納付書で納付していた。

A市からB市に住民登録を異動して選挙にも行ったので、B市C区役所に私の国民年金納付記録が無いのは信じられない。

夫の年金記録のコピーを提出するので、申立期間について再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間である上、前後の期間は納付済期間であることから、任意加入期間である申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、昭和50年1月5日に国民年金に任意加入し、同年2月及び同3月の保険料を同年6月20日に過年度納付していることが確認できることから、申立期間②のみ未納とすることは考え難い。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、加入手続を当時^{どうせい}同棲していた夫と一緒にいったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年9月ごろに払い出され、夫の国民年金手帳記号番号は45年7月ごろに払い出されていることが確認でき、そのころにそれぞれ国民年金の加入手続が行われたものと考えられることから、夫婦

同時に加入手続をしたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、オンライン記録では昭和46年8月1日となっていることから、申立期間①は未加入期間であり、保険料を納付できない。

加えて、保険料納付について、申立人は、その夫と一緒にいったとするが、夫の申立期間①の保険料納付状況は、未納期間及び申請免除期間があるなど、申立期間①に夫婦一緒に納付していたものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付はすべて母親が行った。母親からA銀行B支店（現在はC銀行D支店）で納付していたと聞いたことがあるので、未納期間があることは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間の保険料をすべて納付している上、昭和63年9月から平成元年12月までの申請免除期間の保険料を10年6月10日に納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金への加入手続及び保険料を納付していたとするその母親は、昭和50年12月から国民年金に任意加入した上、国民年金加入期間に係る保険料を付加保険料も含めすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されており、その時点で申立期間は過年度納付可能期間となるが、59年11月から60年3月までの保険料は過年度納付されたものと推認できることから、申立期間の保険料も過年度納付されたものとするのが自然である。

加えて、国民年金の資格取得した昭和59年度に係る申立人の保険料納付月数について、オンライン記録の5か月に対し、E市保管の過年度納付記録簿では3か月と記録されているなど相違がみられ、申立人に係る記録管理は適切に行われていなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から49年3月まで

私の母親が友人に勧められて、国民年金の加入手続をして、両親と共に3人分の保険料を納付してきたと聞いている。母親が私の国民年金加入手続から保険料の納付まですべてしてくれていた。納付を示す領収書等は保管していないが、保険料は定期的に納めてくれていたはずなので、申立期間について保険料の納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は、その夫の分を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと推認できる。

また、申立人及び申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月ごろ連番で払い出されており、昭和50年度の申立人及び申立人の両親の保険料は同一日に納付されていることが確認できる上、申立人の母親は、申立期間について、特殊台帳（マイクロフィルム）により、46年2月から47年12月までの保険料は特例納付で納付し、48年1月から49年3月までの保険料は過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の父親については、特殊台帳（マイクロフィルム）は無いものの、申立期間は納付済期間であるので、申立人の母親が自らと同様に、特例納付及び過年度納付したものと推認できる。

加えて、申立人の母親は、加入手続当時に3人分の保険料をさかのぼって納付した記憶があるとしている上、申立人の両親は申立期間が納付済期間であることから、申立人のみ当該期間を未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和60年7月から63年3月まで

私は、昭和42年5月に、A店を開業するためにB市からC市へ転居して、すぐにC市D出張所で国民年金の住所変更手続を行った上、申立期間①の保険料については、集金による納付を依頼して、集金人に納付していたと記憶している。

申立期間①に係る国民年金保険料は未納期間と記録されているが、間違いなく集金人に納付していたはずなので、納付事実を認めてほしい。

また、申立期間②については、昭和60年6月にE社を退職し、同年9月に再びA店を開業したものの、経営不振で経済的に国民年金保険料の納付が困難だったため、C市F区役所で免除申請手続を行ったと記憶している。

申立期間②は、国民年金保険料の未納期間と記録とされているが、免除期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は「昭和42年5月にA店を開業するためにC市へ転居し、すぐにC市D出張所で国民年金の住所変更手続を行い、保険料については集金人に納付していた。」と供述しているところ、i) 申立人が所持する国民年金手帳により、国民年金の住所変更手続は昭和42年5月に行われていることが確認できること、ii) 申立期間①当時、C市では、国民年金推進員による戸別収納が実施されていたことが確認できることから、申立人の供述内容には信憑性が認められる。

また、申立期間①の前後の期間は国民年金保険料の納付済期間であること、及びC市に転入した際に集金による保険料納付を依頼したとする申立人が、国民年金の住所変更手続を行いながら、当該期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

一方、申立期間②について、申立人は「昭和60年9月に再び開業したA店の経営不振により、C市F区役所で申立期間②のすべての年度に係る保険料の免除申請手続を行った。」としているが、同区役所が同市D区役所から分離・設置された時期は平成元年10月であることから、申立人の供述と一致せず、不自然である。

また、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請書は、既に保存期限の経過により廃棄処分されている上、免除申請手続が行われたことにより、社会保険事務所(当時)から区役所を経由して申立人に通知されることとされている「免除承認(不承認)通知書」も存在しないことから、申立期間当時の具体的な状況は不明である。

さらに、申立人の居住する市では、免除申請手続は年度ごとに行われるものであり、申立期間②について3度にわたり手続の誤りがあったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、38年4月から39年3月までの期間、53年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで
③ 昭和53年4月及び同年5月

私は、夫と共にA商業施設のテナントとしてB店を経営していた昭和37年4月ごろに、同テナントの同業者から国民年金への加入を勧められたので、自宅付近のC市D出張所で加入手続を行った上、申立期間①に係る私の保険料は、夫の未納保険料と二人分併せて1年分を納付したことを記憶している。

また、申立期間②についても、夫婦二人分の国民年金保険料を同出張所で納めてきたはずであるが、申立期間①及び②について、夫のみが納付済みと記録されている。

さらに、昭和53年4月にC市E区役所で国民年金に任意加入手続をしたが、同年6月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、同区役所に相談の上、申立期間③の2か月分の保険料をその場で納付したはずである。

申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の被保険者に払い出された番号から昭和37年4月に払い出されたものと推定できることから、申立人が主張するとおり、申立人が国民年金に加入したのはこのころであり、同時に36年4月の国民年金制度開始時点までさかのぼって資格取得されたものと推認できる。

また、申立人は、昭和37年4月に自宅近辺のC市D出張所で国民年金の

加入手続を行い、同時に自身の申立期間①に係る保険料及びその夫の未納保険料を二人分併せて1年分納付したことなどを記憶しており、事実、申立人の夫の当該期間は、納付済みとされているほか、申立人の夫は申立人が国民年金に加入したことに併せて、未納であった夫自身の昭和36年度の保険料を納付してもらったことを記憶している上、申立人とその夫が当時居住していたとするC市F地区は、同出張所の管轄区域であり、C市では、当時、出張所において国民年金の各種届出書等の受付及び保険料の収納事務が行われていたとしていることなどから、申立人の主張には信憑性^{しんぴょうせい}がある。

さらに、申立期間②については、申立期間は12か月と短期間であり、申立人の申立期間②前後の国民年金保険料は納付されている上、この当時、申立人の住所に変更は無く、生活状況にも大きな変化がみられないほか、保険料の納付を行うことが困難な経済状況にあったことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の夫は、昭和36年4月の国民年金制度開始当初から、47年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間において、保険料の未納期間が無いことから、その夫の保険料を納付していたとする申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられ、夫の保険料を納付しながら、申立人が申立期間①及び②について、自身の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

2 申立期間③については、申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、昭和53年2月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の同年4月、国民年金に任意加入していることが確認でき、「昭和53年6月にG社に勤務が決まり、厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、既に発行されていた納付書を持って、C市E区役所の国民年金窓口にご相談したところ、希望により2か月分の保険料を納付することができるとのことだったので、その場で納付した。」旨供述しているところ、同市では、区役所の年金担当窓口において、保険料の収納事務を行っており、申立期間当時の保険料納付頻度は3か月が原則であるが、2か月分の納付も可能であったとしていることから、任意加入していた申立期間③の申立人の保険料は納付されていたものと考えすることは不自然ではない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 1643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月25日から同年4月1日まで
昭和38年4月から平成14年9月までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間当時は、同社のC工場からB工場に転勤したが、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍期間証明書、所属異動歴、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和40年3月25日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所のB工場における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年3月1日から33年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年3月1日に、資格喪失日に係る記録を33年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を31年3月から同年9月までは3,000円、同年10月から32年4月までは4,000円、同年5月から33年1月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から33年2月1日まで

昭和30年4月、A社にB職見習いとして入社し、33年1月に退社した。同期入社した同僚には当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録があるのに、自分の記録が全く無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）

によると、当該事業所は昭和31年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、申立人の中学校及び職業補導所における同級生であり、申立人と同時期に当該事業所に入社し、同じ業務に従事していた同僚は、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人は当該事業所には33年1月末まで勤務していたと主張しているところ、当該事業所における当時の上司は「申立人は昭和33年2月ごろまでは在籍していたと思う。」と供述していること、及び申立人の次の勤務先での厚生年金保険加入記録が同年2月13日から確認できることから判断すると、申立人が申立期間のうち、31年3月1日から33年1月31日までの期

間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び当時一緒に勤務していた他の同僚は、それぞれ当時の当該事業所の従業員数を6人から8人であったと供述しているところ、被保険者名簿では厚生年金保険の被保険者数が7人であることが確認でき、供述内容とおおむね一致すること、及び申立期間直後に社会保険事務を担当していた同僚は「社員については本人の意思にかかわらず厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和31年3月1日から33年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚及び申立人と同業種の後輩に係る社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、昭和31年3月から同年9月までは3,000円、同年10月から32年4月までは4,000円、同年5月から33年1月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の厚生年金保険被保険者記録の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年3月1日から33年2月1日までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和30年4月1日から31年2月29日までの期間については、当該事業所での勤務が認められるものの、当該事業所は社会保険事務所の記録によると31年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、申立人及び同僚から、上記期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述も得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月3日とし、当該期間の標準報酬月額を、22年4月から同年5月までは150円、同年6月から同年8月までは500円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年9月ごろまで
② 昭和38年9月1日から39年1月20日まで
③ 昭和54年12月1日から61年4月1日まで

申立期間①については、D業務担当としてA社C支店に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、E職としてF社に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間③については、G職としてH社に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された申立人に係る職歴証明書の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和22年4月1日にA社に正社員として採用され、同年9月2日まで同社C支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同期採用で同社C支店に配属された3人の同僚の厚生年

金保険の被保険者資格取得日は、採用日（昭和 22 年 4 月 1 日）であることが社会保険事務所（当時）の記録により確認できる上、B 社は、当委員会からの照会に対し、「申立人は正社員として採用されており、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A 社 C 支店における同期採用の同僚の記録から、昭和 22 年 4 月から同年 5 月までは 150 円、同年 6 月から同年 8 月までは 500 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと思われるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届が提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 4 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、F 社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届によると、当該事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 39 年 1 月 20 日になっていることが確認でき、同社に照会したところ、申立人の申立てに係る届出は確認できないと回答している。

また、申立人が名前を挙げている当時の事業主は既に死亡していることから、社会保険事務所の記録により、申立期間②に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者 5 人に照会したが、回答があった一人は申立人の名前に記憶が無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、当該事業所に係る申立人の資格取得日は昭和 39 年 1 月 20 日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

加えて、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人が保管しているH社との契約書の記載から、申立人が昭和54年12月10日からG職として当該事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所に照会したところ、「当時当社はG職との間で業務委託契約を締結し、G職はE職が不在となる時間帯に、E職への連絡役としてE職室で業務を行っていた。G職に関する資料は何も残っていないが、G職は職員ではないので、厚生年金保険には加入させておらず、給与から保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人が上司であったとする同僚は、社会保険事務所の記録によると申立期間③には当該事業所において厚生年金保険に加入しておらず、「自分は申立期間③当時にH社でE職主任として勤務し、I地区の業務を担当していた。当該担当の一つであるJ地区のE職室に、申立人は日中一時的にG職として勤務していたが、G職は職員ではないので厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間③において当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者5人に照会したが、回答があった4人は共に申立人の名前に記憶が無く、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立期間③における雇用保険の被保険者記録は無い上、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C本部における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年7月1日）及び資格取得日（昭和38年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和36年7月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から37年9月までは2万2,000円、同年10月から38年6月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から38年7月1日まで

申立期間はA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和28年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年7月1日に資格を喪失後、38年7月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の被保険者記録及び当該事業所が保管している人事記録から判断すると、申立人は、申立期間においても正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に照会したところ、「当社が保管している人事記録から、申立人は、昭和36年7月1日付けでD支社へ転勤となり、申立期間は正社員として継続して勤務していたことが確認できるため、申立期間は会社から給与が支給され、厚生年金保険料も控除していたと思われるが、事務処理上の

ミスなど何らかの事情により、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得手続を失念したのではないかと思われる。」と回答している。

さらに、申立人が自身の後任者として名前を挙げた同僚3人のうち、所在が確認できた二人は共に、「申立期間にA社D支社に所属しており、申立人の後任であったが、その期間の雇用形態に変更は無く、毎月給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。」と述べており、オンラインの記録により、当該同僚は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録に欠落が無いことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年齢の同僚の標準報酬月額の推移から、昭和36年7月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から37年9月までは2万2,000円、同年10月から38年6月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間における厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年4月10日、資格喪失日に係る記録を同年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を34年4月から同年9月までは1万円、同年10月及び同年11月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から同年12月まで

昭和32年から34年まで、A社に期間雇用者として勤務し、B業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として挙げた者の供述、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、当該事業所の経理事務担当者であった者の供述、及び昭和34年に初めて当該事業所に勤務したことが同名簿により確認できる複数の者を、申立人が同僚として挙げていることから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に期間雇用者として勤務していたことが推認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚12人のうち、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び本人又は同僚の供述によると昭和34年において当該事業所で勤務していたと考えられる者は7人であるところ、このうち5人は、同名簿によると、いずれも、同年4月10日から同年12月25日まで当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認

できる。この一方で、当該7人のうち他の2人については、このうち1人が、「自分は、当該事業所でC作業に従事していた。」と供述しているとともに、別の一人は回答が得られなかったものの、同人の実妹である前述の者が、「姉も自分と同じC作業に従事していた。」と供述していることから、当該二人は、申立人とは業務内容が異なっていたものと考えられる。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者4人に照会したところ、回答があった3人のうち、昭和34年において当該事業所に勤務していたとの供述が得られた2人は、いずれも、同年4月10日から同年12月25日まで同保険の被保険者であったことが確認できる上、このうち1人は、申立人と同様に「B業務に従事していた。」と供述しており、ほかに当該事業所において、申立期間に申立人と同じ業務に従事していた者について、同保険の被保険者資格を取得させない取扱いがあったことをうかがわせる事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和34年4月10日から同年12月25日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢であるとともに、申立人と同じ業務に従事していたとの供述が得られた上述の同僚のA社に係る昭和34年4月から同年11月までの社会保険事務所（当時）の記録から、34年4月から同年9月までは1万円、同年10月及び同年11月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和37年10月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから確認することができないが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る34年4月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年6月30日は72万9,000円、同年8月31日は36万4,000円及び18年8月31日は36万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年8月31日
③ 平成18年8月31日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成17年6月30日、同年8月31日及び18年8月31日に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成17年6月30日は72万9,000円、同年8月31日は36万4,000円及び18年8月31日は36万5,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年6月30日は35万5,000円、同年8月31日は17万7,000円及び18年8月31日は18万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年8月31日
③ 平成18年8月31日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成17年6月30日、同年8月31日及び18年8月31日に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成17年6月30日は35万5,000円、同年8月31日は17万7,000円及び18年8月31日は18万3,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年6月30日は27万7,000円及び同年8月31日は13万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年8月31日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成17年6月30日及び同年8月31日に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成17年6月30日は27万7,000円及び同年8月31日は13万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1651

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月30日から同年6月1日まで

昭和25年3月の入社から平成4年3月に定年により退職するまで、A社に継続して勤務していた。

昭和43年5月30日から同年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているが、これは、同年6月1日付けでA社B支店から同社C支店（申立期間当時は、D支店）へ異動となった時期である。

給与明細書等の証拠書類は無いが、同一の会社内の転勤であったことから、申立期間の厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びA社健康保険組合の加入記録、本件申立てに係る申立人の人事異動が確認できる社内報の記載内容から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年6月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当

該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主への確認もできず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで
昭和45年4月1日から51年2月29日までの期間、A社に勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日が退職日当日となっているため、同年2月が未加入となっていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A社に昭和51年2月29日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和51年2月分の給与明細書の報酬額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しを提示し、この記載（資格喪失日を昭和51年2月29日と記載）どおり届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和51年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1653

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月23日から同年5月1日まで

昭和38年4月1日にA社に入社し、平成12年10月に退職するまで、転勤はあったが継続して勤務していた。

申立期間は、同社B支店から同社本社に転勤になった期間で、勤務は継続していたのに、1か月の空白期間があるのは納得できないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった発令日及び発令事項が確認できる申立人に係る人事記録、申立人から提出のあった退職金加算等の優遇措置に関するメモ、並びに申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年4月23日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和48年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「申立期間当時、当社では西日本に所在する支店等の社員に係る社会保険関係の事務はB支店、東日本に所在する支店等の社員に係る

社会保険関係の事務は本社が、それぞれ一括して担当しており、申立人の場合、B支店からC支店に異動した際、本社の担当者が申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を誤って届け出たことが考えられるが、申立期間に係る保険料は納付したと思う。」と供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1654

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を平成12年12月1日、資格喪失日に係る記録を13年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から13年4月上旬まで
平成12年12月1日から13年4月上旬までA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
保険料の控除額が記載されている給与明細書があるので、申立期間に厚生年金に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳（写）及び申立人が提出した給与明細書（写）により、申立人は平成12年12月1日から13年4月10日まで当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳（写）及び申立人が提出した給与明細書（写）から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年12月から13年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

20 歳になった昭和 62 年*月当時、私は大学生だったので、私の母親が A 市 B 区役所で国民年金の任意加入手続を行ってくれた。

保険料は、その母親が同区役所内に設置されていた C 銀行（現在は、D 銀行）の出張所で毎月納付してくれていたはずなのに、私が、ねんきん特別便の記録を確認したところ、昭和 62 年 4 月から平成 5 年 3 月までが未納期間となっていたため、社会保険事務所（当時）に確認した結果、3 年 4 月から 5 年 3 月までの期間については納付済期間に訂正された。しかし、申立期間についても同様に納付してくれていたはずなのに、その保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に一切関与していない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録調査により、i) 申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は平成 3 年 8 月であること、ii) その時点において、学生が任意加入だった申立期間については、制度上、さかのぼって国民年金に加入することができず、保険料を納付できないことが確認できる上、3 年 4 月から同年 8 月までの保険料は、申立人の年金手帳が払い出されたと認められる同年 8 月にまとめて納付されていることが確認できることから、「毎月定期的に息子の保険料を納付していた。」とするその母親の供述内容と一致しない。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする C 銀行では、当該期間に係る保

険料納付書控については既に保存期限を経過していることから廃棄処分されているために確認することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見受けられない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年4月まで

私は、勤務先の会社を昭和58年7月に退職した際、友人から国民年金保険料に免除制度があることを聞き、同年8月ごろA市役所へ免除申請手続きに行ったが、担当者からいろいろなことを聞かれ面倒になったので、その日には免除申請手続きをしないで帰宅し、数日後に改めて同市役所に出向き免除申請手続きを行ったことを記憶している。

申立期間が国民年金保険料の申請免除期間ではなく、未加入期間及び未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年7月から61年3月までの期間において、申立人の妻は厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、申立人は、任意加入対象者である（国民年金法（60年改正前）第7条第2項第7号）。任意加入対象者である場合、当該期間中には制度上、保険料の免除申請をすることができない（国民年金法（60年改正前）第90条、及び国民年金法（60年改正前）附則第6条第1項及び6項）。

また、オンライン記録により、申立人には、申立期間以前の昭和48年度から50年度までの申請免除期間が存在していることが確認できることから、申立人には申立期間当時、既に国民年金保険料の免除制度に関する知識があったものと考えられ、「昭和58年7月に退職した際、友人から国民年金保険料に免除制度があることを聞き、免除申請手続きを行った。」とする申立人の供述には不自然さがみられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請書は、既に保存期限の経過により廃棄処分されている上、免除申請手続きが行われたことにより、社会保

険事務所（当時）から市役所を経由して申立人に通知されることとされている「免除承認（不承認）通知書」も存在しないことから、申立期間当時の具体的な状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から47年3月まで

私は、昭和42年9月ごろA町役場で国民年金の加入手続を自分で行い、その時に国民年金手帳の交付を受けた上、申立期間の国民年金保険料については、毎月、同町役場の窓口で夫婦二人分の印紙を購入して、同手帳にはってもらって納付したことを記憶している。

また、私は婚姻前から国民年金に加入しており、婚姻後に、国民年金に加入していなかった夫に国民年金の加入を勧め、加入させたことを記憶しているので、私の国民年金手帳記号番号が夫の同手帳記号番号より後ということは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の始期直後の昭和42年10月に婚姻している上、オンライン記録により、その夫は、41年6月から43年3月まで厚生年金保険に加入していることが確認でき、既に厚生年金保険に加入している者が国民年金に重ねて加入する理由は無いことから、「夫が婚姻前から国民年金に未加入であったので、私が国民年金に加入することを勧め、加入させた。」とする申立人の供述は不自然である。

また、i) 申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、その周辺被保険者の状況調査により昭和45年7月から同年9月ごろに払い出されたものと推認できること、ii) その夫の昭和43年度及び44年度の保険料は未納期間とされていること、iii) その夫の45年度の保険料は46年3月20日に一括現年度納付されていること、及び46年度の保険料は3か月ごとに納付書により現年度納付されていることが確認できることから、「申立期間について、自分と夫の保険料

を併せて、A町役場の窓口で毎月納付した。」とする申立人の供述と一致しない。

さらに、申立人が保険料を併せて納付していたとするその夫は既に他界していることから、申立期間当時の具体的な状況は不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見受けられない上、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1399

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から51年3月まで

私は、昭和44年*月に20歳に到達し、親に勧められたことから、将来のことも考えて国民年金に加入した。国民年金保険料は、安い給料の中から頑張って納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年*月ごろ国民年金加入手続をA区役所で行ったとしているが、i) B市が区制を施行したのは47年4月であり、申立人が1冊のみ所持する年金手帳の住所欄に記載された最初の住所には「B市A区」の記載が見られること、ii) 申立人が所持するオレンジ色の手帳は、49年11月から使用されている三制度共通様式のものと同様と認められることなどから、申立人が44年*月にB市A区役所で国民年金の加入手続をしたとする主張には不自然さがみられる。

また、当該手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿から、昭和51年8月15日に払い出されたことが確認でき、申立人の国民年金の加入手続はそのころに行われ、同手帳に記載された「初めて被保険者となった日(昭和44年*月*日)」は、当該払出時期からさかのぼって取得されたものと推認できることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったものと考えられる。

さらに、i) 申立期間のうち、昭和47年3月以前のB市の国民年金保険料収納方式は、国民年金推進員による戸別収納方式であるところ、申立人は、申立期間すべてを納付書により区役所か銀行で納付したとして、戸別収納方式に

関する記憶が無いこと、ii) 申立人は、申立期間当時の月額保険料を 1,000 円から 2,000 円ぐらいとしており、当時の月額保険料と大きく相違していることなど、その供述内容は不合理と認められる。

加えて、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは時効により保険料が納付できない期間であるものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無く、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1400

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から56年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から56年5月まで

昭和49年7月に勤めていた会社が倒産し、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、同年8月ごろに国民年金の加入手続を行った。

私は、申立期間当時はA業を自営しており、経済的にも問題は無く、国民健康保険と国民年金は一体のものと認識して、保険料を併せて納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年8月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、加入手続及び保険料の納付に係る時期、場所、納付方法及び納付金額についての申立人の記憶は明確でなく、当時の保険料の納付等の具体的な状況は不明である。

また、i) 申立人は、1冊の年金手帳を所持していたが、その手帳は現在紛失したとしており、申立人の国民年金被保険者資格記録を確認することができないこと、ii) B市の国民年金被保険者名簿には申立人の記録が無いこと、iii) 社会保険庁(当時)の記録には申立人の国民年金加入記録が無い上、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことなどから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和51年4月から53年12月までの国民年金保険料を納付済みであった申立人の元妻に申立期間当時の状況について聴取したが、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付事実をうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、申立期間は82か月と長期間であり、申立期間以外にも複数の未加

入期間が認められる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1401

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から56年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から56年7月まで

私は、昭和49年に自営業を開業するとともに国民年金に加入し、経営していた会社が56年8月に厚生年金保険適用事業所になるまでの期間は保険料を納付していたはずであり、年金手帳にも資格取得日の履歴が記載されていることから、申立期間の保険料を間違いなく納めていたものと確信しているため、申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在所持しているオレンジ色の国民年金手帳は、昭和49年1月に国民年金に加入した際に発行されたと主張しているが、i) オレンジ色の手帳が発行されたのは同年11月以降であること、ii) 当該国民年金手帳記号番号部分には、59年4月に開設されたA社会保険事務所（当時）が付番したことを示す「A」の押印が認められること、iii) 当該国民年金手帳記号番号部分及び国民年金の記録欄には、「5.3.3」の押印が認められることなどから、当該手帳は平成5年3月3日に発行されたものと確認できる。

また、当該手帳の国民年金の記録欄には、国民年金の資格取得及び資格喪失に係る履歴が記載されているところ、最初の「被保険者となった日」は、昭和43年10月25日となっている上、同日付の下には「5.3.3」の押印が認められることから、平成5年3月3日に当該手帳が発行された時点で、国民年金被保険者資格がさかのぼって取得されたものと推認でき、当該資格取得日の履歴は、申立人が同日から保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人の妻は、平成5年3月に申立人の国民年金加入手続を行い、その際に申立人が現在所持しているオレンジ色の年金手帳を交付されたと供述している上、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払

い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間は91か月と長期間であり、申立期間以外にも未加入期間及び未納期間が認められるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1655

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 21 日から 36 年 4 月 1 日まで

申立期間は定時制高校に通学しながらA社のB職の助手として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の控えには、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は見られないことから、当時の事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格取得手続を行っていなかったことが推認できる上、当該事業所では、このほかに当時の資料は保存されておらず、当時の事業主は病気療養中及び事務の責任者だった者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた事業主を除く同僚二人のうち上司は、入院治療中のため供述を得ることができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様、定時制高校に通学しながら当該事業所に勤務したとする別の同僚は、入社後相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は勤務期間中に大学への進学が決まっていたとしているところ、申立人と同様に定時制高校に通っていた前述の同僚の上司は、「当該同僚

は、高校卒業後も継続して当該事業所に勤務する予定であった。」と供述していることから、申立人とは身分等が異なっていたことがうかがわれる。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1656

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月ごろから同年12月ごろまで
② 昭和34年5月ごろから同年12月ごろまで

昭和32年から35年までの各年春ごろから秋ごろまで、A省B局C部のD事業所においてE業務に従事したが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が両申立期間中にA省B局C部D事業所において期間雇用者として勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和36年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所の上部機関であるA省B局C部では、保存されている当時の一部の非常勤職員記録には申立人の名前は確認できないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について関連資料等を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚7人のうち、二人は当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できない上、連絡の取れた他の一人は「昭和32年から35年まで各年度の5月から12月まで申立人と一緒に勤務した。」と供述するところ、厚生年金保険の被保険者資格は昭和35年4月20日に取得し、同年12月14日に喪失しており、両申立期間の加入記録が確認できず、当該同僚からは両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

さらに、オンライン記録によると、昭和 32 年から 35 年まで各年度の春から秋まで期間雇用者として勤務したとする二人のうち一人は、昭和 35 年度のみ、他の一人は 34 年度のみ厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、当該事業所の業務に従事していた複数の職員は、当時の作業員は毎年 100 人以上であったとするところ、前述の被保険者名簿における被保険者数は最大でも申立期間①は 9 人、申立期間②は 23 人であることから、事業主は、職種、身分等何らかの基準により作業員ごとに厚生年金保険の加入の判断を行っていたものと推測できる。

加えて、前述の被保険者名簿には、両申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

その上、申立人が両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1657

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
高等学校の同級生が A 社(現在は、B 社)の店舗である C 店で働いていて、同店舗でアルバイトをしてみないかと誘われたので、申立期間にアルバイトとして働いた。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B 社が提出した「在籍期間証明書」、同社が保管する「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び「アルバイト台帳」により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所の申立人に係る「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び「アルバイト台帳」には、申立期間において、雇用保険料の控除の記録はあるものの、厚生年金保険料の控除の記録が無いことが確認できる上、事業主は「申立人はアルバイトとして勤務していたが、勤務日数や労働時間が短いことから、厚生年金保険及び健康保険の被保険者には該当していなかった。雇用保険には加入していたが、厚生年金保険及び健康保険には加入しておらず、保険料の控除もしていない。」と供述している。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 7 月から 16 年 9 月まで
② 平成 15 年 7 月
③ 平成 15 年 12 月

A社に勤務していた申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額は15万円とされているが、私が所持している給与明細書により、平成14年7月において資格取得時決定されるべき標準報酬月額は24万円であること、及び15年と16年の各9月において定時決定されるべき標準報酬月額は、いずれも26万円であることが確認できる上、申立期間②に係る15年7月及び申立期間③に係る同年12月に賞与が支給されているにもかかわらず、標準賞与額として記録されていないので、各申立期間に係る厚生年金保険の被保険者標準報酬月額及び標準賞与額について、これらの実態に即した記録へと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という。）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額等を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び実際に支給されていたと認められる報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額等の範囲内であることから、これらの標準報酬月額等のいずれか低い方の額を標準報酬月額等として認定することとなる。

2 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係

る標準報酬月額は、平成14年7月に15万円として資格取得時決定された後、15年と16年の各年9月に、いずれも15万円として定時決定されていることが確認できるが、申立人から提出された申立期間①のうち16年4月を除く給与明細書の写し（以下「給与明細書」という。）及び16年の源泉徴収票の写し（以下「源泉徴収票」という。）により、14年7月における資格取得時決定の対象となる報酬月額は23万5,000円であり、当該額に基づく標準報酬月額は24万円であること、及び15年と16年の各9月における定時決定の対象となる平均報酬月額は、いずれも25万円であり、当該額に基づく標準報酬月額は26万円であることがそれぞれ確認できる。

しかしながら、給与明細書及び源泉徴収票により、申立期間①について、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間②及び③について、オンライン記録によると、申立人に係る標準賞与額の記録は確認できないが、申立人から提出された平成15年7月及び同年12月の賞与支給明細書の写し（以下「賞与支給明細書」という。）により、申立期間②に係る同年7月に16万4,500円の賞与が支給され、当該支給額に基づく標準賞与額は16万4,000円であること、及び申立期間③に係る同年12月に18万8,000円の賞与が支給され、当該支給額に基づく標準賞与額についても同額となること、それぞれ確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間②及び③においてA社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚10人全員についても、申立人と同様に、申立期間②及び③に係る標準賞与額の記録は無い上、賞与支給明細書により、申立期間②及び③のそれぞれについて、事業主が申立人に対し支給した賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間においてその主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1659 (事案 928 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 6 月 21 日まで

社会保険事務所(当時)から申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので第三者委員会に申し立てたところ、年金記録を訂正する必要は無いとの結果が通知された。当時の状況を証言してくれる同僚が見つかったので、その者に確認してもらいたく、再度、申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所で厚生年金保険被保険者資格を申立人と同時期に喪失した同僚の脱退手当金の支給状況及び同僚の供述内容から、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 29 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚一人の名前及び姓のみを記憶している同僚一人を挙げ、これらの者に対する確認を求めている。このため、姓のみを記憶している同僚について申立人が勤務していた事業所の被保険者原票を確認したところ、申立期間に厚生年金保険被保険者であった者のうち当該姓の者は3人判明したことから、これら3人と申立人が名前を挙げた同僚一人の合わせて4人に確認したが、いずれの者からも申立人が脱退手当金を受給していな

いことをうかがわせる情報及び資料は得られなかった。

これらのことを踏まえると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 21 日から 55 年 11 月まで

申立期間はA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間は当該事業所で勤務しており、そのことを証明してくれる者もいるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたA社における同僚二人に照会したところ、そのうちの一人は、「申立人の勤務期間は、昭和 50 年 1 月 14 日から同年 10 月 20 日で間違いない。辞めてすぐ(翌月には) B 関係の『C社』を設立し、その営業のためA社に出入りしていた。申立期間中は厚生年金保険適用事業所の被用者になったことは無く、自分で国民年金に加入していたはずだ。」と供述し、残る一人は「申立人がA社で正従業員であったのは1年ぐらいであった。」と供述している。

また、厚生年金保険被保険者原票において申立期間前後に被保険者資格期間のある者で連絡の取れた12人のうち11人が申立人を記憶していたが、これらの11人中3人は、「申立人は退職後、B関係会社を開業しており、同社の営業行為のためA社に出入りしていた。」と供述しているところ、この3人のうちの一人は、「申立人は5年間も勤務しておらず、『C社』として当該事業所に入出入りしていた期間と混同している。」と供述している。

さらに、当該事業所からは、昭和 50 年 10 月 21 日を被保険者資格喪失日とする「健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書」の写し及び同年 10 月 20 日を離職と記録する「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しが提出されており、当該事業所は、これらの記録以外に申立人に係る記録は無いと回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適

用状況について確認することはできない。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、一方、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 25 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間は厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を受けた。当該期間は、A社に勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表者から提出された従業員名簿、当該元代表者及び複数の同僚の供述内容から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成 9 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元代表者に照会したところ、「当時の資料が残っていないことから、申立人の申立てどおりの届出を行ったかどうかは不明であり、厚生年金保険料の控除及び納付についても不明である。」と回答しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が名前を挙げた当時の上司又は同僚 5 人及び厚生年金保険被保険者名簿から昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 1 日までの被保険者資格取得者 62 人のうち、生存及び連絡先が判明した 33 人に対して照会したところ、28 人から回答あったが、そのうち当時の上司は、「本人の都合で厚生年金保険の加入を拒否する者が多かった。実態として作業所及び工場の従業員のうち、約半数が未加入者であったと思う。加入しない者の給与から厚生年金保険料を控除しているはずがない。」と供述している。

さらに、申立人は当時の事務担当者(既に死亡)から、「厚生年金保険に加入

するか国民年金に加入するかどちらにするかを問われ、厚生年金保険に加入することにした。」と主張している。しかし、当該事業所の元代表者は、「厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除していたということはない。」と供述するとともに、申立人が準社員として在職していたことを示す「昭和41年3月現在の従業員名簿の一部」を提出しており、当該名簿には、申立人を含め25人の氏名が確認できるが、これらの者のうち、厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票に記載のある者は19人であり、申立人を含め6人には厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。なお、この6人のうち、申立人を含めた3人には、昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

これらのことを踏まえると、当時、当該事業所では従業員ごとに厚生年金保険への加入の判断を行い、一部の従業員については厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと推測される。

加えて、当該事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は存在しない上、社会保険事務所（当時）が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1662

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 55 年 6 月まで

申立期間は、再入社 of 要請により就職したA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間は当該事業所で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社では、当時の資料を廃棄済みのため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人に照会したところ、そのうちの一人は、「申立人に就職するよう勧めたのは私であり、申立人が入社した事業所は、A社からC業務を独立させたD事業所であった。私たち従業員は、同事業所設立時からしばらくの間、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している上、その他の二人も「申立人が申立てているのはD事業所に勤務していた期間であると思う。」との供述をしており、上記の同僚から名前の挙げた同僚一人は「D事業所が設立されたのは昭和51年か52年ごろであったと思う。その1年又は2年後に有限会社となったと記憶しているが、そのころに申立人が入社している。同事業所は、設立からしばらくの間は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったと思う。」と供述している。

なお、D事業所の設立に携わった3人の年金記録をみると、これら3人はいずれも昭和51年10月21日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、D事業所が有限会社化された「E社」において56年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、56年9月に被保険者資格を取得するまでの間について、二人は国民年金に未加入又は同保険料が未納であり、残る一人は国民年金保険料が納付済みとなっている。

さらに、E社は、オンライン記録によると昭和56年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所に該当していないことが確認できる上、平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、事業主等から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について具体的な回答を得ることはできない。

加えて、オンライン記録では、申立人の申立期間におけるA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

なお、申立期間における雇用保険の被保険者記録において、申立人の加入記録は無い。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主（A社又はE社）により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月から同年 8 月 1 日まで

A社のB職の募集に応募し、採用となった。交通事故のため退社したが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、A社に照会したところ、「申立人が在籍していた資料が無い。当時、在籍していた社員に確認したが覚えていなかった。アルバイト等で雇っていたかもしれないが、アルバイトや試用期間（3か月以上）は社会保険に加入していない。」と回答しており、これらのことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間当時、A社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる12人に照会したところ、回答があった4人のうち一人は、「申立人のことは知らない。私は、本社の経理、総務を担当していたがB職等は定着性が極めて低かったので、約3か月の試用期間を設け、その間は日給制の臨時雇用とし、その後、正規社員としていた。正規社員になった時に、厚生年金保険の加入手続をとっていた。1か月未満で退職したのであれば、正規社員となる前なので、厚生年金保険の加入手続はしていない。」と述べており、他の一人は、申立人のことを記憶しておらず、自身の記憶している入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日とにおよそ4か月の期間があり、当該事業所の供述と一致している。

さらに、他の二人も「申立人のことは記憶に無い。」と述べており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況に関する供述を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されていない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1664

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 6 年 11 月 28 日まで
申立期間については、A社に勤務し、月額 70 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、標準報酬月額が 30 万円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 6 年 11 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。その後の同年 12 月 21 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、5 年 11 月 1 日までさかのぼって 30 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、i) 申立人は、「事業を休止したのは平成 7 年 9 月末であるが、社会保険の加入は、それより 1 年ほど前にやめている。事業の不振により、5 年 12 月ごろから社会保険料を滞納していた。」と述べていること、ii) 社会保険事務所の記録によると、当該記録の訂正が行われているのは申立人のみであることから判断すると、厚生年金保険被保険者記録の訂正の原因となった月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1665

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月31日から7年11月30日まで

平成3年から8年までの期間、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うが、申立期間の厚生年金保険被保険者資格が抜けている。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の申立内容及び平成5年9月ごろ、A社が経営していたB学校に生徒として入校し、8年2月ごろから同社に勤務し始めた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、当該事業所に照会したが、協力を得ることができず、当時の事業主は所在等が不明であることから、これらのことを確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

また、当該事業所は、社会保険事務所（当時）の記録によると、平成2年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、5年12月31日に同保険の適用事業所に該当しなくなっていること及び7年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、8年12月16日に同保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録から、平成2年11月1日から5年12月31日までの期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できた6人（前述の事業主及び申立人を含む。）のうち、オンラ

イン記録から所在等を特定することができた3人（前述の事業主を含み、申立人を除く。）に照会したが、協力を得ることができず、申立期間における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできない上、当該同僚のうち二人（前述の事業主を含む。）は、申立人と同様に5年12月31日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後、7年12月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1666

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月ごろから 25 年 11 月 1 日まで

昭和 20 年 9 月ごろに A 社 B 出張所に C 職として入社した後、24 年 10 月ごろに同社 D 出張所に異動し、26 年 2 月に退職するまで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。D 出張所への異動は、同出張所に勤務していた夫との結婚に伴うものであり、その後の 25 年 12 月に長男を出産している。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 出張所から同社 D 出張所に異動した経緯に係る供述が具体的であることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が申立期間において両事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所索引簿及び事業所名簿によると、A 社 B 出張所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無いほか、同社 D 出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 25 年 11 月 1 日であり、申立期間においては同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A 社は昭和 27 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明であるほか、同社を継承する E 社に照会したものの、「A 社の後身である F 社は、合併時には消滅会社となったため、同社の関係資料は残されておらず、当時を知る者もない。」と回答しており、両事業所における同保険の適用状況等について確認することはできなかった。

さらに、申立人が両事業所で一緒に勤務していたとする同僚 5 人のうち 3 人

は、A社及び同社D出張所のいずれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも該当が無いほか、他の一人は、A社の同名簿において該当があるものの、同保険被保険者の資格取得日は昭和27年5月1日であり、申立期間において同社で同保険の被保険者であった形跡が無い上、その所在が不明であり、別の一人は、同名簿において同姓の者が複数確認できるところ、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者から両事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

加えて、申立人が、「昭和24年9月ごろからA社D出張所に勤務していた。」と供述する申立人の夫も、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社D出張所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和25年11月1日であったことが確認できる。

その上、オンライン記録により、A社又は同社D出張所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者12人に照会したところ、回答があった7人のうち一人は、「自分は、A社D出張所に昭和25年4月に入社した。」と供述しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に当該事業所が同保険の適用事業所となった昭和25年11月1日に被保険者資格を取得したことが確認でき、同日以前に同保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人は、「A社本社から同社D出張所に異動し、この間も継続して勤務していた。」と供述しているところ、同社本社で同年8月31日に被保険者資格を喪失した後、同社D出張所で同年11月1日に資格取得したことが確認でき、同保険の加入期間に空白が生じている上、これらの者から、同社D出張所に勤務しながら同出張所で同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。この一方で、当該7人のうち他の5人についても、同名簿によりA社本社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる期間において、同社のB出張所又は同社D出張所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、申立期間当時、A社において、同社B出張所又はD出張所に勤務する従業員について、同社本社で同保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる事情も無い。

なお、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1667

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
昭和 30 年 12 月 1 日にA社B支店に入社し、31 年 4 月 1 日に同支店C営業所へ転勤となり、35 年 4 月 30 日まで勤務した。
給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支店に勤務していた時に撮影されたとする写真及び申立人の従業務に関する申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 38 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所において総務事務を担当していた同僚は、「当時、入社試験に合格した者は正職員として採用され、厚生年金保険に加入したが、それ以外の者は臨時職員として採用されており、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。自分も入社当初は臨時職員であり、正職員の採用試験に合格し、正職員になるまでの約 2 年間は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていない。」と供述しているが、申立人は正職員の採用試験を受けた記憶が無い。

さらに、申立人が当該事業所に一緒に勤務していたとして名前を挙げている複数の同僚のうち 3 人と連絡が取れたが、このうち一人は申立人の名前を記憶していないとしている上、残り二人は、病気療養中であることから、申立人の

厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚3人、及び当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚14人、計17人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期との関係を見ると、このうち、入社試験を受けて正職員として採用されたとしている二人は、入社とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、残り15人は、入社したと記憶している日から1年7か月から約6年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

その上、上記の15人のうち、詳細な供述を拒否している一人を除く14人全員が、「入社当初は臨時職員であった。」と供述している上、この14人のうち8人は、「臨時職員であった期間中は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と供述しており、これは、先述の総務事務を担当していた同僚の供述とも符合している。

なお、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1668

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月ごろから 39 年 3 月ごろまで
昭和 38 年 10 月ごろA社に入社し、39 年 3 月ごろ当該事業所を退職するまでB業務に従事した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、加入記録が無いとの回答があった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 18 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同年 3 月 31 日に解散しているほか、当該事業所の解散時の事業主は、「会社は清算済みであることから資料が無く、申立人が勤務していたかどうか分からない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所において経理事務を担当していたとする先の解散時の事業主は、「当時正社員は、全員、入社と同時に厚生年金保険に加入していたが、アルバイトは厚生年金保険に加入していなかった。B業務は、アルバイトが行う業務であり、工場の近くの住民を採用していた。申立人は、B業務であったとしていることから、アルバイトであったと思われ、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除していない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立期間及びそ

の前後の期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚7人に照会したところ、5人から回答があったが、この中に申立人と同職種（B業務）であったとする同僚は確認できない上、このうち、3人からは、「B業務は、短期間のアルバイトが行っていた。」との供述があり、これは先の事業主の供述とも符合する。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 4 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 7 日から同年 12 月 1 日まで

A社に期間雇用者として勤務し、入社当時、専務から厚生年金保険についての説明を受け、給与から厚生年金保険料等が控除されていた記憶があるが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従業務に関する具体的な供述内容及び申立人から提出された昭和 37 年 11 月 12 日に撮影されたことが確認できる大臣表彰の記念写真（写）から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は両申立期間においてA社に期間雇用者として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所では、両申立期間当時の資料が保存されていないとしており、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用等について確認することができない。

また、i) 申立人が名前を挙げている両申立期間当時の社長は既に死亡していること、ii) 申立人は、同僚 3 人の名字しか記憶しておらず、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも当該同僚の記録が確認できないことから、申立人の両申立期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、両申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は 5 人しかいないことが確認できる上、このうち所在が確認できた二人に照会した

ところ、いずれも「申立人のことは知らないが、両申立期間当時、期間雇用者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は確認できず、整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人は、「同僚から、B省C局の事業所で仕事をしているので、同事業所で厚生年金保険に加入していたかもしれないという話を聞いた記憶がある。」としているが、B省D局に照会したところ、「下請けを含めた請負事業所に雇用されている作業員に対し、B省C局の事業所が直接賃金を支払い、厚生年金保険に加入させることは無い。」との回答が得られた。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 7 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 37 年 6 月から A 市 B 事業所に臨時職員として勤務したことを示す任用通知書があるが、厚生年金保険には同年 7 月から被保険者期間となっており、同年 6 月分の被保険者記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった任用通知（写）、A 市からの回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（写）及び職歴表（写）には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 37 年 7 月 1 日と記録されており、これらの記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所では「現在、臨時職員のうち 6 か月以上の雇用契約者は採用時から、6 か月未満の雇用契約者は 1 か月の試用期間を経てから、それぞれ厚生年金保険に加入させており、申立期間当時も同じか否かは不明であるが、申立人と同じ B 事業所に 1 か月早く臨時職員として採用された者が、厚生年金保険に加入したのは採用 2 か月目からであったことが確認できる。」と回答しているところ、i) 前述の任用通知（写）から、申立人の任用期間は、昭和 37 年 6 月 7 日から同年 11 月 30 日までの 6 か月以下であったことが確認できること、ii) 申立人と同じ A 市 B 事業所に臨時職員として採用された同僚は「自分は昭和 37 年 5 月 13 日に採用され、申立期間当時の臨時職員は、自分と申立人の二人だけであった。」と供述していることから、この同僚は、当該事業所

が申立人より1か月早く採用された臨時職員であったとしている者であることが確認できること、iii) オンライン記録から、前述ii) の同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が37年6月1日であることが確認できることから、申立期間当時も現在と同様に、当該事業所では雇用契約が6か月未満の臨時職員については、1か月間の試用期間を経て厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。